

第 1 9 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第19回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和7年10月21日（火）午後1時27分～午後3時15分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1・2-2

3 出席委員 （農業委員7名）

1：池澤 弘子	2：住本 昌彦
3：岸本 富生	4：住本 浩也
5：稲田 保	6：山田 英俊
7：中尾 正美	8：服部 正代

（農地利用最適化推進委員15名）

9：大谷 敏行	10：田中 勝
11：藤原 三男	12：井上 勝秀
13：藤原 一男	14：井上 秀隆
15：増田 種正	16：林 茂雄
17：大島 育雄	18：片山 嘉彦
19：横山 和行	20：西山 彰彦
21：中村 富昭	22：松尾 信行
23：永井 達郎	

4 欠席委員 （農業委員1名） 6：山田 英俊
（農地利用最適化推進委員0名）

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	河嶋 雅浩

6 会議に付した事件

議事

議案第106号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第107号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
議案第108号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第109号 農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について
（農地中間管理権）
議案第110号 小野市地域計画（案）に関する意見について

報告事項

- 報告 1 各種証明書の交付
- 報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 1 0 条第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 3 農地法第 1 8 条第 6 項及び同法施行規則第 6 8 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は 1 0 月 2 1 日、現地調査で朝、出ておりますと、非常に風が強くて寒い一日でございました。さすがに暑い暑いと言っておりましたけれども、1 0 月も後半になりますと、秋も深まってまいりました。

現地調査で市内を回っておりましたら、まだ稲がたくさん立っております、例年でしたら、この時期もっと収穫が終わっていたと思うのですが、今年は天候も良なくて、まだまだ残っているのかと思っております。

収穫もほとんどの方が終わられたと思いますが、私も 2、3 日前に収穫が終わりました。収穫量ですが、昨年よりもやっぱり多かったですね。豊作だったと思います。近所の人に聞いてみても、よく取れたと言われている方がほとんどで、少なかったと言う方はありませんでした。

国が 9 月 2 5 日現在の水稻作況反収指数が発表されておりますが、全国平均で 1 0 2 となっております。近畿地方では 1 0 4、キロ数で言いますと 5 0 4 キロでした。昨年よりも良かったと思います。

その上に、米の値段のほうも高くなっております。農協の当初の概算金が 1 3, 0 0 0 円でしたが、その後精算金が 1, 0 0 0 円ほど追加となり、1 4, 0 0 0 円越えとなると聞いております。

近所の方が、民間の米屋さんに売ったそうなのですが、1 5, 0 0 0 円で売った方や、1 6, 0 0 0 円で売った方もいらっしゃいました。なかなか良い値段で買ってもらっているようです。

今年 1 年の農業所得の決算の時には、皆さんが良い決算でホクホクとした気持ちになるのではないのでしょうか。これが、今年 1 年で終わるのではなくて、来年以降も続いてほしいと願っております。

本日第 1 9 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしくお願いいたします。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長　それでは、ただいまから第１９回小野市農業委員会を開会いたします。
(議長着席)

○議長　次に、議事録署名委員２名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号５番　稲田　保委員、
８番　服部正代委員をお願いいたします。

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第１０６号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

詳細は、2ページの5件になります。ご審議をお願いいたします。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておりますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、次の2番と関連がございますので、あわせて地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番、2番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから4ページまでをあわせてご覧ください。

1番

申請人:譲受人 岡山県笠岡市○○○○○○○ ○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○、譲渡人 池尻町○○ ○○ ○○、申請地:所在地 池尻町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、池尻町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、池尻町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計3筆、合計面積○○○㎡、摘要として、解除条件付賃借権の設定(10年)であります。

2番

申請人:譲受人 岡山県笠岡市○○○○○○○ ○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○、譲渡人 池尻町○○ ○○ ○○、申請地:所在地 池尻町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、池尻町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、池尻町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計3筆、合計面積○○○㎡、摘要として、解除条件付賃借権の設定(10年)であります。

この案件は、7月の農地相談においていただきまして、8月の農地利用最適化推進会議において班長さんから説明いただきまして、アスパラガスを栽培するという内容でした。

会社が岡山県笠岡市となっておりますが、譲受人は小田町で鉄工所をされておられまして、その鉄工所の従業員の○○○○○さんの田んぼを借り、また○○○○○さんの友達の○○○○○さんにも協力いただき、2人の方に土地をお借りして、アスパラガスを栽培する計画となっております。

3年前から○○○○○さんの田んぼ3筆を利用して、アスパラガスの栽培を始められており、実際に生産・出荷するのに3年ほどかかるようで、今年から出荷されると聞いております。

○○○○○さんの田んぼ3筆には、ビニールハウスが4棟建っております。この度、正式に解除条件付きの賃借権の設定を行うために今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 1番、2番について、説明は終わりました。1番、2番についてご質問、ご意見はございませんか。

○議長 1番と2番の間の農地は、どうなっているのか。

〇〇〇番 別の人の田んぼで、水稻を耕作されています。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、次の4番と関連がございますので、あわせて地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、3番、4番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、5ページから8ページまでをあわせてご覧ください。

3番

申請人：譲受人 大島町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 大島町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 大島町字〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

4番

申請人：譲受人 大島町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 千葉県習志野市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 大島町字〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

3番の譲渡人の〇〇さんは高校の先生をされておられ、耕作はされておられません。4番の譲渡人の〇〇さんは千葉県にお住まいで、3番、4番の申請地は数年前から譲受人の〇〇さんが草刈りなどの保全管理をされておられます。

3番の〇〇さんの土地については、ずっと世話をしていただいているので、贈与することになり、4番の〇〇さんの土地については、売買による所有権移転の話が双方でまとまり、今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 3番、4番について、説明は終わりました。3番、4番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番、4番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、5番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、9ページから10ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 下大部町○○ ○○ ○、譲渡人 下大部町○○ ○
○○ ○○、申請地：所在地 葉多町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡
自作地、葉多町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、葉多町字○○
○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、葉多町字○○○○○ 地目田 面
積○○㎡ 自作地、葉多町字○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、
葉多町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、葉多町字○○○○ 地
目田 面積○○㎡ 自作地、合計7筆、合計面積○○○○㎡、摘要として、
売買による所有権移転であります。

今回の申請地は、これまで他の方が耕作されておられましたが、双方で合意解約されておられます。

譲受人の○○さんは、令和6年7月の農地相談において、相談に来られた方です。

参考資料の9ページの位置図にありますとおり、譲受人の○○さんの自宅の北側の土地7筆を今回売買により取得され、ビニールハウスを4棟ほど建てて、イチゴを栽培される予定です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第106号 農地法第3条関係では、申請件数5件、うち許可件数5件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長 次に、議案第107号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の3ページをお願いします。

議案第107号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和7年10月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、4ページの4件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第107号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第4条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、11ページから12ページをあわせてご覧ください。

申請人：広渡町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 住永町字○○○○
地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、露天駐車場 普通自動車8
台、大型貨物車1台、旋回スペース、荷役作業場、緑地・緩衝地帯、(第
2種農地)となります。

申請地の北側に○○さん所有の農業用倉庫が建っており、27町分の水
稲の乾燥を行っておられます。

農業用倉庫が建っている土地において、駐車スペースが少ないため、申
請地を露天駐車場にしたいということで今回の申請となりました。よろし
くご審議のほどお願いします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、1 番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路、西側が堤防（加古川）、南側が田、北側が宅地となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局　ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長　1 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（質問なし）

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については進達することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　ご異議が無いようでありますので、1 番については進達することに決定いたします。

○議長　それでは2 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、2 番について説明いたします。

参考資料の、1 3 ページから1 4 ページをあわせてご覧ください。

申請人：王子町○○　○○○○○○　○○　○○、申請地：所在地　新部町字○○○○○○　地目田　面積○○㎡　自作地、摘要として、農家住宅（ガルバリウム鋼板葺平屋建1 棟　98.33 ㎡）、農業用倉庫（軽量鉄骨造鋼板葺平屋建1 棟　80.00 ㎡）、（第1 種農地）　集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設となります。

申請地につきましては、昨日、稲刈りをされておられます。申請人のお父さんも7 0 歳代で高齢になっておられ、農作業をするのに大変になってきたので、農業を継いでくれないかということで、娘さんが農作業を引き継ぐことになったそうです。また、申請人の叔父も6 6 歳ぐらいで、新部町で6 町の農地を所有し水稻をされておられますが、ゆくゆくは叔父の農地も引き継いでいかれる予定です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路、西側が田、南側が田、北側が道路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、次の4番と関連がございますので、あわせて地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、3番、4番について説明いたします。

参考資料の、15ページから18ページをあわせてご覧ください。

3番

申請人：大阪市浪速区〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地
広渡町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡ 自作
地、広渡町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡ 自作
地、合計2筆、合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、農産物保管庫（鉄骨
造1階建て2棟 182.89㎡×2棟）、露天駐車場2台、（第1種農地）農
業用施設となります。

4番

申請人：大阪市浪速区〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地
広渡町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡ 自作地、
摘要として、農産物加工場（木造1階建て2棟 198㎡×2棟）、露天駐
車場2台、（第1種農地）農業用施設となります。

申請人の岸本さんは、近隣地にたくさんの農地を所有されておられ、新

たにカボチャやサツマイモの農産物を栽培され、農産物保管庫と農産物加工工場を建てられる計画となっております。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、3番、4番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

3番の相隣関係としましては、東側が本人の田、西側が田、南側が水路、北側が道路と宅地となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書があれば良いかと思えます。

引き続き、4番の相隣関係としましては、東側が田、西側が本人の田、南側が水路、北側が水路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書があれば良いかと思えます。

○事務局　ありがとうございます。3番については、疎明書を提出していただいております。隣接地の○○○○さんに現地確認の際に確認したところ、ほ場整備された農地で畑としての利用はよくないから、隣接農地の同意書には押印しないとおっしゃっていました。4番については、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書は提出されております。

○議長　3番、4番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○○○番　○○番：○○です。

これは、○○○○さんが農地を購入された土地ですが、購入後3年3作とありますが、購入されてどれくらい期間が経過していますか。そして、このような建物を建てても良いのか。

○事務局　購入時期ですが、登記簿謄本を見ますと、3番の申請地は令和3年2月に購入となっております。4番の申請地は令和6年3月に購入されております。

法律上の解釈で言いますと、3年3作については法律上の定めではなくて、お願いということとなり、転用目的で購入するのであれば、農地法第3条でなくて、第5条で購入してくださいとなるのですが、今回、申請人が他でも農地を購入されて、農産物を栽培され、農産物に付加価値をつけて販売するのに、農産物を保管、加工する場所がないとのことで、今回の申請目的となります。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番、4番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番、4番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第107号 農地法第4条関係では、申請件数4件、うち進達件数4件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第108号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の5ページをお願いします。

議案第108号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和7年10月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6ページから7ページの7件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第108号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。
参考資料の、19ページから20ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人（借人） 河合中町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人（貸人）
河合中町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 河合中町字〇〇〇〇〇〇〇
地目田 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権の設定 一般住宅
1棟 メッキ鋼板葺平屋建 122.78 ㎡（第1種農地）となります。
譲渡人の〇〇さんの実家の隣に、〇〇さんの次女である譲受人の〇〇〇
〇さんの一般住宅を建てるものであります。〇〇さんは田舎暮らしがしたい
ということで今年の4月、実家に〇〇さん家族4人で一緒に住まれています。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が貸人の田、西側が宅地、南側が道路、北
側が田となっております。
従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意
見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地
改良区の見書は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
（質問なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達するこ
とに決定してご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定
いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番について説明いたします。
参考資料の、21ページから22ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 広渡町〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇
〇〇、大阪市淀川区〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 大阪市浪速区〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、
申請地：所在地 広渡町字〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇㎡のうち

いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、23ページから24ページをあわせてご覧ください。

申請人:譲受人 福岡市東区○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○
○○ ○○ ○○、譲渡人 万勝寺町○○ ○○ ○○、申請地:所在
地 万勝寺町字○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、
所有権移転 パレットプール(20,000枚) 荷役ヤード及び管理道路、
第3種農地となります。

申請地の道を挟んで反対側に、○○○○○○○○○○○○○○の物流倉庫
が建っています。ここには、5,6棟の貸倉庫を持っておられ、物品の置
場に使用するパレットが大量に必要となるため、今回の申請となりました。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が雑種地、西側が国有林、南側が水路、北
側が国有林となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いか
と思います。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提
出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達するこ
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定
いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、4番について説明いたします。

参考資料の、25ページから26ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 市場町〇〇 〇〇 〇〇〇、譲渡人 市場町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 市場町字〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、所有権移転 露天駐車場（普通自動車3台） 第3種農地となります。

譲受人の〇〇〇〇〇さんは申請地の隣接地で〇〇〇をされておられ、既存の駐車場が手狭となり、今回申請地に普通車3台分の露天駐車場を整備するため、譲渡人の〇〇さんと話がまとまり今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

〇議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、4番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が宅地、南側が道路、北側が宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

〇事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

〇議長 4番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（質問なし）

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については進達することに決定してご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

〇議長 ご異議が無いようでありますので、4番については進達することに決定いたします。

〇議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、5番について説明いたします。

参考資料の、27ページから28ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 黒川町〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇

〇〇、譲渡人 下大部町〇〇 〇〇 〇〇〇、申請地：所在地 片山町字〇〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇m² 自作地、摘要として、賃借権設定 事務所 (39.14 m²)、便所 (1 m²)、露天資材置場 (60 m²)、土砂等置場 (154 m²)、露天駐車場 (210.7 m²)、その他通路 (598.16 m²)、第2種農地となります。

〇〇〇〇〇〇〇〇は、道路の舗装工事等をされている会社でして、現在資材置場等で借りておられる土地が任期満了となるため、資材置場を探しておられました。今回、双方で話がまとまり今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、5番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路、西側が道路、南側が田、北側が水路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 5番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは6番について、次の7番と関連がございますので、あわせて地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、6番、7番について説明いたします。

参考資料の、29ページから32ページをあわせてご覧ください。

6番

申請人：譲受人 東京都品川区〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人
中番町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 中番町字〇〇〇〇 地目田
面積〇〇㎡ 自作地、中番町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作
地、合計 2 筆、合計面積〇〇㎡、摘要として、所有権移転、非 FIT 太陽光
発電設備 パネル枚数 166 枚 出力 49.5 k w 第 2 種農地となります。

7 番

申請人：譲受人 東京都品川区〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人
中番町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 中番町字〇〇〇〇 地目田
面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、所有権移転、非 FIT 太陽光発電設備
パネル枚数 164 枚 出力 49.5 k w 第 2 種農地となります。

申請番号 6 番、7 番ともに、周辺の同意は取れております。よろしくご
審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、6 番、7 番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

6 番の相隣関係としましては、東側が道路、西側が水路、南側が宅地、
北側が道路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いか
と思います。

引き続きまして、7 番の相隣関係としましては、東側が田、西側が水路
と道路、南側が水路、北側が宅地となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意
見書があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地
改良区の意見書は提出されております。

○議長 6 番、7 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されて
おります。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6 番、7 番については進達
することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6 番、7 番については進達するこ
とに決定いたします。

○議長 以上、議案第１０８号 農地法第５条関係では、申請件数７件、うち進達件数７件により審議は終了いたしました。

○議長 ここで、午後２時４０分まで休憩といたします。

（農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権））

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。

議案第１０９号、１１０号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

（産業創造課あいさつ）

○議長 次に議案、第１０９号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。なお、小野市農業委員会会議規則第１１条の規定により、〇〇番：〇〇〇〇委員は退席をお願いします。

（〇〇〇〇委員退席）

○事務局（藤原） 議案書の９ページをお願いします。

議案第１０９号

農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）

農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。

令和７年１０月２１日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

１０ページをお願いします。

市長部局より、令和７年１０月８日付けで、意見を求められています。

１１ページから１９ページが、「農用地利用集積等促進計画」となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第１０９号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 議案第109号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の提案説明をいたします。

議案資料は、9ページから19ページまでとなり、別途、配布しております位置図①から⑨までと一緒にご覧ください。

いずれも、農地中間管理権に係る分であります。今回の農用地の利用集積計画の概要を申しますと、賃貸借権の設定で5件、使用貸借の設定で4件、合計9件となります。

それでは、賃貸借権の設定分からご説明いたします。議案資料11ページから15ページとなります。

賃貸借権の設定1件目は、来住町及び下来住町内の農地、計40筆・面積にして64,940㎡を、同町を拠点に営農を展開する「○○○○○○○○○○○○○○○○」に集積をしようとするものであります。

農地の所在ですが、位置図①をご参照願います。

貸借期間は来年1月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり3,000円となります。

賃貸借権の設定2件目は、浄谷町内の農地、計2筆・面積にして2,650㎡を、同町を拠点に営農を展開する認定農業者の「○○○○」氏に集積をしようとするものであります。

農地の所在ですが、位置図②をご参照願います。

貸借期間は来年1月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり1万円となります。

賃貸借権の設定3件目は、葉多町内の農地、計1筆・面積にして2,711㎡を、同町を拠点に営農を展開する「○○○○」氏に集積をしようとするものであります。

農地の所在ですが、位置図③をご参照願います。

貸借期間は来年1月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり8,500円となります。

賃貸借権の設定4件目は、山田町内の農地、計3筆・面積にして11,044㎡を、同町を拠点に営農を展開する「○○○○○○○○ ○○○○」に集積をしようとするものであります。

農地の所在ですが、位置図④をご参照願います。

貸借期間は来年1月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり1万円となります。

賃貸借権の設定5件目は、鹿野町内の農地、計2筆・面積にして3,589㎡を、同町を拠点に営農を展開する「○○○○」氏に集積をしようとするものであります。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第 1 0 9 号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」に関する審議は終了しました。
(〇〇〇〇委員着席)

(小野市地域計画（案）に関する意見について)

○議長 次に、議案第 1 1 0 号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の 2 1 ページをお願いします。

議案第 1 1 0 号

小野市地域計画（案）に関する意見について
農業経営基盤強化促進法第 1 9 条第 6 項の規定に基づき、小野市地域計画（案）について意見を求める。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

2 2 ページをお願いします。

市長部局より、令和 7 年 1 0 月 3 日付けで、意見を求められています。
意見聴取を求められる地域計画（案）は、3 件となっております。
ご審議の程、よろしく願います。

○議長 議案第 1 1 0 号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野市地域計画（案）に関する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 続いて、議案第 1 1 0 号「小野市地域計画（案）に関する意見について」の提案につきまして、説明させていただきます。

まず、現状であります。現在、市内 6 8 ある農業集落において、順次、地域計画を策定しており、うち 5 9 の集落で完成し、残り 9 の集落について、同計画の策定を急いでいるところであります。

ださい。

以上をもちまして、議案 1 1 0 号の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番：〇〇です。

長尾町の地域計画ですが、農地利用基本方針が「現状維持」としておりますが、高齢となり体がついていけないから、集積してほしい田が出てきているのですが、町内で変更した場合、市へ報告したらよいのか。

○産業 町内で集積の変更があった場合は、市へ報告をお願いします。

○議長 地域計画（案）の福甸町の 7 ページを見ておりましたら、現状の経営作目等で保全管理が半分ほどですが、1 0 年後には水稻となっておりますが、目標どおりになりますか。

○産業 現状を申しますと、1 0 年後の経営作目等で水稻は難しいと考えます。ただ、一方で小規模のほ場整備の話がございまして、長期的な視点で小規模ほ場整備ができるようになれば、水稻耕作も可能となると考えております。現状のほ場では難しいと考えます。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案どおりとすることに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第 1 1 0 号 「小野市地域計画（案）に関する意見について」に関する審議は終了しました。
（産業創造課職員退席）

（報告事項）

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項 1 から 4 を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 23ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和7年9月1日～令和7年9月30日)

令和7年10月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 農家証明 番号1 住所 王子町〇〇 〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

使用目的 農業者用住宅

農家証明につきましては合計2件、使用目的は、農業者用住宅と農業用倉庫の申請です。

(2) 耕作証明 番号1 住所 住永町〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

使用目的 軽油免税申請

耕作証明につきましては合計4件、使用目的は、全てが軽油免税の申請です。

24ページをお願いします。

報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和7年9月1日～令和7年9月30日)

令和7年10月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 譲受人 三木市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 神明町〇〇〇 〇〇
〇〇、物件の表示 所在地 神明町〇〇 地目畑 面積〇〇㎡、神明町
〇〇 地目畑 面積〇〇㎡、神明町〇〇 地目畑 面積〇〇㎡、合計3
筆、合計面積〇〇㎡、摘要といたしまして、住宅用地 所有権移転 令和
7年9月9日受理の1件です。

引き続きまして、25ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和7年9月1日～令和7年9月30日)

令和7年10月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 下大部町〇〇 〇〇 〇〇〇、借人 福住町〇
〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 葉多町字〇〇〇〇〇〇 地目田
面積〇〇㎡、葉多町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、葉多町字〇〇〇〇
〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、葉多町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、
葉多町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、葉多町字〇〇〇〇 地目田 面
積〇〇㎡、葉多町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、合計7筆、合計面積
〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、令和7年9月16日受理、利用権 賃
貸借権の合意解約に係る届出の1件です。

引き続きまして、26ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したの
で報告する。

(受理期間 令和7年9月1日～令和7年9月30日)

令和7年10月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1

届出者 譲受人(相続人) 広渡町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、
譲渡人(被相続人) 広渡町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、
物件の表示 所在地 広渡町字〇〇〇〇〇〇〇〇 地目田、面積
〇〇〇㎡、摘要といたしましては相続による所有権取得、令和7年
9月9日受理、農地法第3条の3第1項の規定による届出は、合計
5件、9筆、〇〇〇〇㎡でした。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ
いました。

これもちまして、第19回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和7年10月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員5番

議事録署名委員8番